

■ 琵琶湖・淀川流域圏の再生計画の推進方策

琵琶湖・淀川流域圏の再生計画を具体化し、流域圏をよりよい姿で次世代に伝えていくため、関係する省庁、地方公共団体等が下記推進方策のもと、総力をあげて再生計画に取り組む。

■ 市民、企業、行政等の主体的な取り組みとパートナーシップ（連携と協働）

琵琶湖・淀川流域圏の再生計画を推進するためには、市民、企業、行政等の主体的な取り組みが活発になることが重要である。このため、それぞれの主体、分野を超えたパートナーシップを構築して再生計画を推進する。

■ 規制緩和や制度改革への取り組み

水辺や水を適切かつ有効に活用し、また、民間の参加を促進するために、規制緩和や制度改革について、社会実験等を活用し積極的に取り組む。

■ 情報の公開と共有化

各行政機関が様々な主体と連携を取りながら、生態系や水環境等に関するデータを収集・整理し、行政はもとより、広く一般市民をも含めて情報を公開し共有化を図る。

■ 多様な技術・手法の開発とその積極的活用

水質の浄化や自然との共生、地球温暖化対策等に寄与する技術・手法の技術開発に努めるとともに、これらの技術・手法の積極的な活用を図る。

■ 「守るべきもの」の保全に向けた取り組み

琵琶湖・淀川流域圏は、次世代に継承すべき生態系、景観、歴史文化遺産等を多く有しており、これらの貴重な財産について、流域圏の住民や有識者の意見を踏まえ、多くの人々が大切に思う「守るべきもの」リストを作成する。この「守るべきもの」リストに記載された貴重な財産については、流域圏のすべての主体が協力し、保全に向けた取り組みを推進する。

■ 琵琶湖・淀川流域圏の再生計画の普及・啓発

再生計画を多様な主体の連携により推進するためには、流域圏の多くの人々に「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」を普及・啓発することが重要である。このため、様々な機会にシンボルマーク・キャッチフレーズを活用するとともに、各種イベント等を実施する。

■再生計画のフォローアップ

琵琶湖・淀川流域圏の再生に向けて実施する様々なプロジェクトは、本計画の基本方針を踏まえ、琵琶湖・淀川流域圏再生協議会において協議・調整しながら各機関が推進するものであり、プロジェクトの進捗に合わせ、その達成度・効果等について、協議会で評価しつつ、効果的・効率的な推進を図るとともに、必要に応じて見直していく。

■世界へ向けて発信

流域圏が一体となった取り組みのモデルとして「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」を世界へ向けて発信する。